

公的研究費に関するコンプライアンス教育・啓発活動の実施要項

令和4年4月1日
統括管理責任者決定

1. 対象者

本学において公的研究費の運営・管理に関わるすべての者（学生及び派遣職員を含む）

2. 目的

公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを対象者に理解させるとともに、本学全体として、公的研究費の不正使用を許容しない環境を醸成すること。

3. コンプライアンス教育及び啓発活動の実施方法及び実施体制

(1) コンプライアンス教育（規程第9条第1項）

1) 実施方法

対象者の数や勤務体系等を考慮し、また受講状況を効率的に把握するため、コンピューターネットワークを活用したオンライン教育とする。

2) 実施体制

- a. コンプライアンス推進責任者が、コンピューターネットワーク上に設けたオンライン教育プログラムを提供し、対象者は、これにアクセスし、Aコンプライアンス教育コンテンツの閲覧、B理解度調査への回答、C誓約書の提出を行う。
- b. オンライン教育の受講状況について、系統的にリアルタイムで把握可能なものとし、コンプライアンス推進責任者は、対象となる全ての構成員の受講状況を管理・監督し、統括管理責任者へ受講状況の報告を行うとともに、未受講者への受講指導を行う。
- c. 理解度調査の回答状況について、系統的にリアルタイムで把握可能なものとし、コンプライアンス推進責任者は、必要に応じ理解度の低い者に対し指導を行う。
- d. 宮崎大学公的研究費不正防止計画で定める誓約書の提出について、系統的に実施可能なものとする。（詳細は「誓約書の提出に係る取り決め事項」で定める。）
- e. 対象者は、原則、毎年、上記オンライン教育を受講するものとする。
- f. 学生については、オンライン教育では無く、書面にて上記a. A、B、Cを行う。
- g. 派遣職員については、派遣会社において、書面にて上記a. A、B、Cを行った後、派遣会社として、Cを行う。

3) 実施時期

- a. 別に定める年間実施スケジュールのとおり。
- b. 新規採用者等については、採用時。
（ただし、採用後一ヶ月以内に上記aの対象として実施する場合は、除く）
- c. 学生については、出張、謝金及び雇用の手続き時。
- d. 派遣会社については、契約時に実施する。

4) 教育内容

文部科学省作成の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ（研究者向け）を活用（一部抜粋）。

上記教育コンテンツに、不正告発の制度や本学の取組内容等、必要な情報を付加したものとす。

（２）啓発活動（規程第９条第３項）

①既存の会議を活用した活動

１）実施方法

最高管理責任者（学長）が主導する、不正防止の取組等に関する審議内容について、全ての構成員が共通認識を持つことができるよう、既存の会議体を活用し、情報を共有する。

２）実施体制

役員会において、最高管理責任者（学長）が主導的立場で役員等と不正防止の取組等について審議を行い、その内容をコンプライアンス推進責任者（部局長等）が部局長等会議において共有する。コンプライアンス推進責任者は、その内容について教授会等、部局内の会議において各構成員に共有する。

- ・「役員会」（対象：最高管理責任者（学長）及び役員）
- ・「部局長等会議」（対象：コンプライアンス推進責任者）
- ・「教授会」やこれに類する会議（対象：教員）
- ・「部長会議」（対象：事務職員、技術職員）

３）実施時期

別に定める年間実施計画のとおり。

②各種説明会・研修会における活動

１）実施方法

学内で実施される各種説明会や研修会において、公的研究費の不正使用防止に関する取組等について説明を行う。

２）実施体制

研究担当理事または担当講師が、各機会において本学の取組や他機関の不正事案等を紹介する。

- ・「科研費獲得に向けた学内説明会」（対象：教員、技術職員）
- ・「研究不正・研究費不正防止に関する説明会」（対象：教員、技術職員）
- ・「財務会計研修会」（対象：会計、経理担当等の事務系職員）
- ・「新任教員研修会」（対象：教員等（新任者））
- ・「新規採用職員研修会」（対象：事務系職員（新任者））

３）実施時期

別に定める年間実施計画のとおり。

③掲示板やポータルサイトを活用した活動

１）実施方法

公的研究費の不正使用防止を訴えるポスターを作成し、掲示板やウェブページに掲載する。また、ポータルサイトを活用して情報の周知・認識の共有を図る。

2) 実施体制

公的研究費不正防止計画推進室がポスターを制作し、各部局に配布するほか、宮崎大学ウェブページに掲載する。各部局は掲示板や事務室窓口にこれを掲示する。

ポータルサイトでは以下の情報を周知する。

- ・不正防止計画に基づく取組内容
- ・相談窓口、告発制度
- ・不正使用事例

3) 実施時期

別に定める年間実施計画のとおり。